

## 事業者選定基準書に対する質問

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
1-01	p. 5 4 (1) 価格 審査	町で試算した本事業の参考価格は3,403百万円と提示されていますが、当該価格が上限価格と考えてよろしいでしょうか。3,403百万円には、提案様式同様、運営維持管理費用の物価上昇率1%を見込んだ数字でしょうか。また、その場合、物価上昇率1%起点年は、現在価値同様平成15年でしょうか。あわせて、消費税を含むかについてもご教示ください。	当該箇所に記載の参考価格は、町職員の人件費を含む価格です。ご指摘を踏まえて、事業者に対する町の支払総額の上限を当該箇所に明記します。 参考価格には物価上昇率1%を見込んでおり、その起点は平成18年度です。消費税も含まれています。
1-02	p. 5 4 (1) 価格 審査	町で試算した参考価格3,403百万円について以下の点をお示し下さい。 消費税込みの金額という理解で宜しいでしょうか。 平成15年度を起点とする現在価値という理解で宜しいでしょうか。 運営維持管理費用の年間上昇率を1%とした金額という理解で宜しいでしょうか。	及び については、質問1-01を参照してください。 については、平成15年度の期初を起点として現在価値に換算したものです。
1-03	p. 5 4 (1) 価格 審査	「本事業の設計・施工・運営維持管理に係る事業期間中の総費用」の参考価格が提示されていますが、本参考価格はVFM算定後の数値であり、かつ当該価格が「上限価格」と理解して宜しいでしょうか。また、本参考価格の現在価値換算前の総額および具体的根拠、内訳をご公表頂きたいと考えますがいかがでしょうか。	質問1-01を参照してください。 内訳等の公表については、ご指摘を踏まえて検討します。
1-04	p. 5 4 (1) 価格 審査	本事業の参考価格については、消費税込みで、年1%の物価上昇率勘案後の価格でしょうか。	質問1-01を参照してください。
1-05	p. 5 4 (2) ア (ア) 資金計画	物価変動率、基準金利について事業者が予測する数値を前提に提案価格を算定するという理解でしょうか。その場合、事業者間で低い数値を町の要求する要件に該当する範囲内で予測した方が提案価格算定上有利となりますが、誰もが予測し得ないこれらの前提条件が実質上の審査対象となることは不合理と考えられますが如何でしょうか。(一定の前提条件をご設定いただくべきではないでしょうか。)	前提条件については、様式集の「(様式11)町の支払い総額」の備考欄を参照してください。
1-06	p. 6 4 (2) ウ (イ) 適格基準	債務返済基準の適格基準におきまして“長期収支計画表における各年度のDSCRが1未満”という記述がありますが、公表されております長期収支計画表にはDSCR欄がありません。DSCR欄を追加して記載すれば宜しいのでしょうか。	追加してください。
1-07	p. 9 4 (3) ウ 評価項目	事業計画の内容に関する提案では、大きく5種類の項目にそれぞれ配点されていますが、その項目の中にある審査の視点について、配点を配分されるのでしょうか。(例えば、設計の前提条件は、10点÷審査の視点6項目＝約1.66。) また、具体的な審査方法を明示いただければ幸いです。	配点の細分化は行いません。事業者選定基準書に記載されている配点が最小単位です。 庁内検討委員会における技術的な検討結果を踏まえて、選定委員会において議論を行い、最終的に各委員が全ての項目について点数を付けます。
1-08	p. 8 4 (3) ウ (ア) 価格	価格の評価に使用される入札額は“現在価値”の金額と認識して宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。
1-09	p. 8 4 (3) ウ (イ) 事業の確実性及び安全性に関する提案	“建設及びその関連業務の履行保証”とは具体的には、どういう形態で行えば宜しいのでしょうか。また、保証の条件をお示しください。履行保証保険を付保することでも構わないでしょうか。	履行保証保険も含まれますが、その他を含め、詳細は応募者の提案に委ねるものとします。
1-10	p. 9 4 (3) ウ (ウ) その他の取組に関する提案	“地域経済への配慮”という項目がありますが、具体的にはどのようなことを期待されているのでしょうか。	地域経済への波及効果に配慮したPFI事業とすることを目的に、審査の視点として加えたものです。詳細は応募者の提案に委ねるものとします。

1-11	p. 13 別紙1 - 2 (2)提案基 礎審査	“施設面積合計は4000㎡程度”とありますが具体的な面積基準がありますか。	合計面積は目安であり、具体的な基準はありません。各部門の内訳については、要求水準書を参照してください。
------	-----------------------------------	---------------------------------------	---